

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部の「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合は、チェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月17日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 2日から 令和 7年10月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月16日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月30日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月24日 午前10時00分から 令和 7年10月24日 午前11時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の 金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付 した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許 可若しくは届出を必要としない者に限り、買受申出をすることが できます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月17日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11, 950, 000 9, 560, 000	一括	2, 390, 000	85, 300	16, 953
1	2, 530, 000				
2	9, 420, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇治市宇治矢落 |
| | 地 番 | 1 1 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 4 . 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇治市宇治矢落 1 1 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 1 番 4 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 2 . 6 4 平方メートル
2 階 4 1 . 4 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月 1日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 三 河 浩 二

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

Aが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇治市宇治矢落 |
| | 地 番 | 1 1 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 4 . 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇治市宇治矢落 1 1 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 1 番 4 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 2 . 6 4 平方メートル
2 階 4 1 . 4 0 平方メートル |



令和 7 年 (ケ) 第 7 5 号
(物件 1、2)
令和 7 年 6 月 1 7 日受理
令和 7 年 7 月 3 0 日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 小 坂 由 人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇治市宇治矢落 |
| | 地 番 | 1 1 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 4. 9 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇治市宇治矢落 1 1 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 1 番 4 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 2. 6 4 平方メートル
2 階 4 1. 4 0 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件2関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(占有者))の陳述／■提示文書(賃貸借契約締結合意の書面写し)の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和 元年 6月28日	
最初の	契約日	令和 元年 6月28日	
契約等	期間	令和 元年 6月28日から ■令和 9年 3月31日まで 約8年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	令和 元年 6月28日から ■令和 9年 3月31日まで 約8年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月 金50,000円(毎月末日限り、当月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		本件土地も上記賃貸借契約の対象に含まれている。	
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 本件土地

- (1) 本件建物の敷地として使用されている。
- (2) 北西側及び北東側で建築基準法上の道路（市道）に等高に接する。
- (3) 本件土地には地積測量図は存在するが、数度の分筆による残置数量を示したものであり、正確な地積の把握には、隣地所有者立ち会いのもと専門家による測量を要する。

2 本件建物

- (1) 本件建物には建築確認申請があり、完了検査もなされている。
- (2) 北西側にエコキュートが設置されている。
- (3) 南西側の外壁に太陽光発電のDC／DCコンバータとハイブリットパワーコンディショナが設置されている。
- (4) 本件建物はオール電化住宅である。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A	1 私は所有者の元妻です。 2 平成28年5月に新築の本件建物に入居しました。 所有者とは本件建物で1年ほど同居しましたが、その後、所有者は本件建物から転居しました。 3 本件各物件を所有者から借りています。敷金、保証金はありません。 所有者から養育費を受け取らない代わりに、本件各物件の賃料は支払っていません。 4 本件建物はオール電化住宅です。 5 太陽光発電やエコキュートは所有者がローンで買っていると思います。 これらのローンはまだ残っていると思います。 6 本件各物件にリース物件等、他人の物は設置されていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は公図、地積測量図、建物図面、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 所有者宛に照会書を郵送したが、回答は無かった。
- 3 ライフライン調査の結果、ライフラインの契約者はAであった。
- 4 Aが本件建物を居宅として使用し、占有していることが認められる。
- 5 本件各物件の賃料は、実質的には養育費と相殺されているようであるが、本件各物件の賃貸借契約は存在するので、Aの本件建物の占有権原は賃借権であることが認められる。
- 6 Aの本件建物の占有開始時期につき、Aと所有者とが離婚し、Aと所有者との間に本件各物件の賃貸借契約が成立した日と認定した。それ以前は、Aは所有者の占有補助者として本件建物に居住していたと考えられる。
- 7 Aは本件建物を使用することにより、本件建物の敷地である本件土地を使用していることから、賃借権に基づく本件土地の占有を認める特段の理由は無いと考える。
- 8 ライフライン調査の結果、関係人の陳述等及び立入調査の結果から、2ページのとおり認定した。

(調査経過用)

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 6月20日 11:15-11:20	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 居住者宛照会書投函
7年 6月23日 : : :	当庁	所有者宛照会書送付 ライフライン調査
7年 7月10日 10:00-10:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、Aと面談
7年 7月11日 : : :	宇治市役所	住民票写し交付申請
年 月 日 : : :		

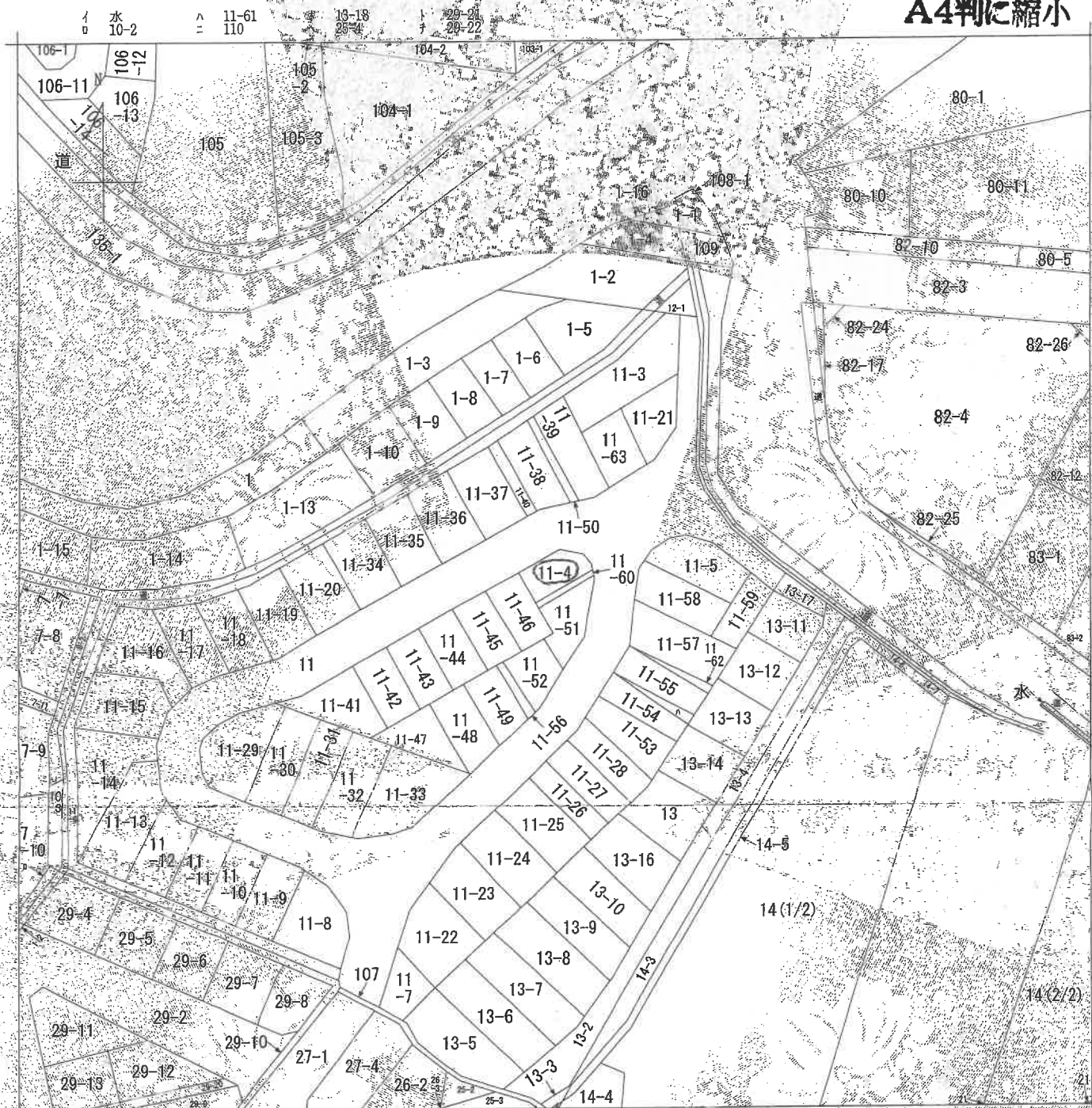
(特記事項)

☒ 令和 7年 7月10日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 宇治市宇治矢落				地 番 11番4		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)			
				補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(京都地方法務局宇治支局管轄)

令和7年4月17日

東京法務局

地図整理番号：M86889

登記官

登記年月日：昭和50年1月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である

(京都市地方支局管轄)

令和7年4月17日

東京法務局

登記官

7-2-1

A4判に縮小

0322869

地積測量図

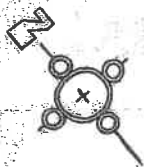
地番 11-4 11-60

土地の所在 京都市中京区大塚 11-4

作製年月日
昭和五拾年四月八日

作成者

申請人



積算表		
地番	大計	小計
11-60	10.15	0.50 + 0.49
		10.0485
		5.0242 ㎡

公道

11-4

11-46

11-60

11-51

11-52

縮尺 1/2000

登記年月日：平成28年5月6日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(京都地方建設局宇治支局簿籍)

令和7年4月17日

東京建設局

登記簿

8 5 1 7

建物図面
各階平面図

家屋番号 11番4の2

建物の所在 宇治市宇治矢落11番地4

1階

4.550	X	0.455	=	2.070258
7.850	X	5.480	=	38.748600
1.820	X	0.455	=	0.828100
計				42.647159

床面積 42.64 m²

2階

4.550	X	0.910	=	4.140500
6.370	X	5.460	=	34.780200
0.910	X	2.730	=	2.484900
計				41.405600

床面積 41.40 m²

①

11
道路

11-46

11-4
中階建物

11-60

写真撮影位置方向

作成者

平成28年5月6日作成

縮尺 1/250

申請人

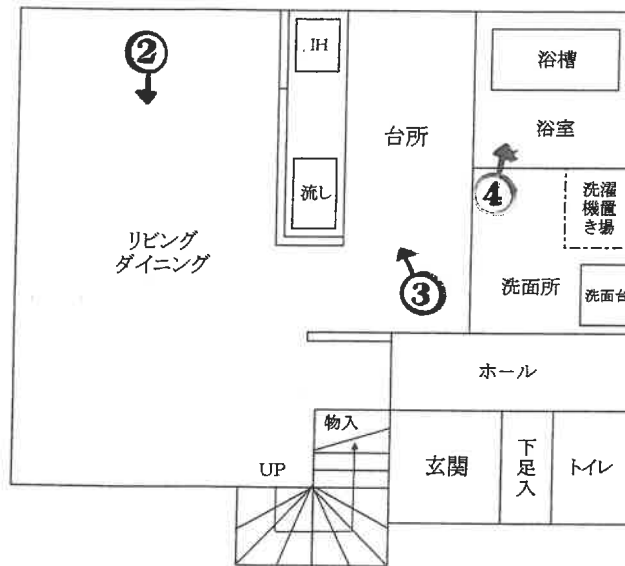
縮尺

1/500

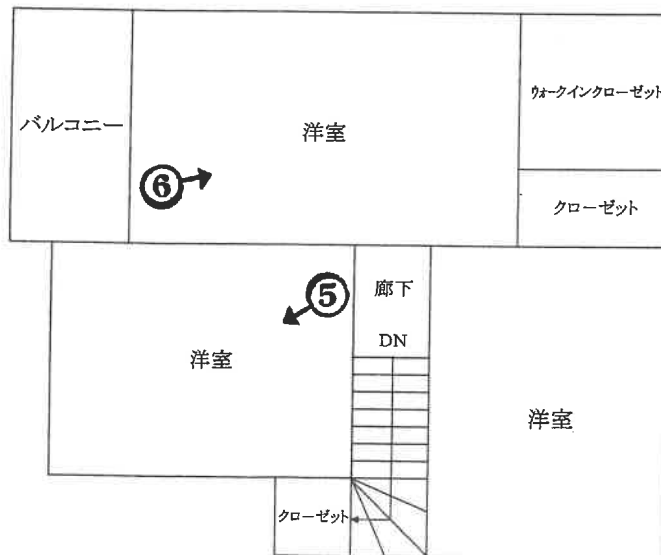
A4判に縮小

建物見取図

(1階)



(2階)



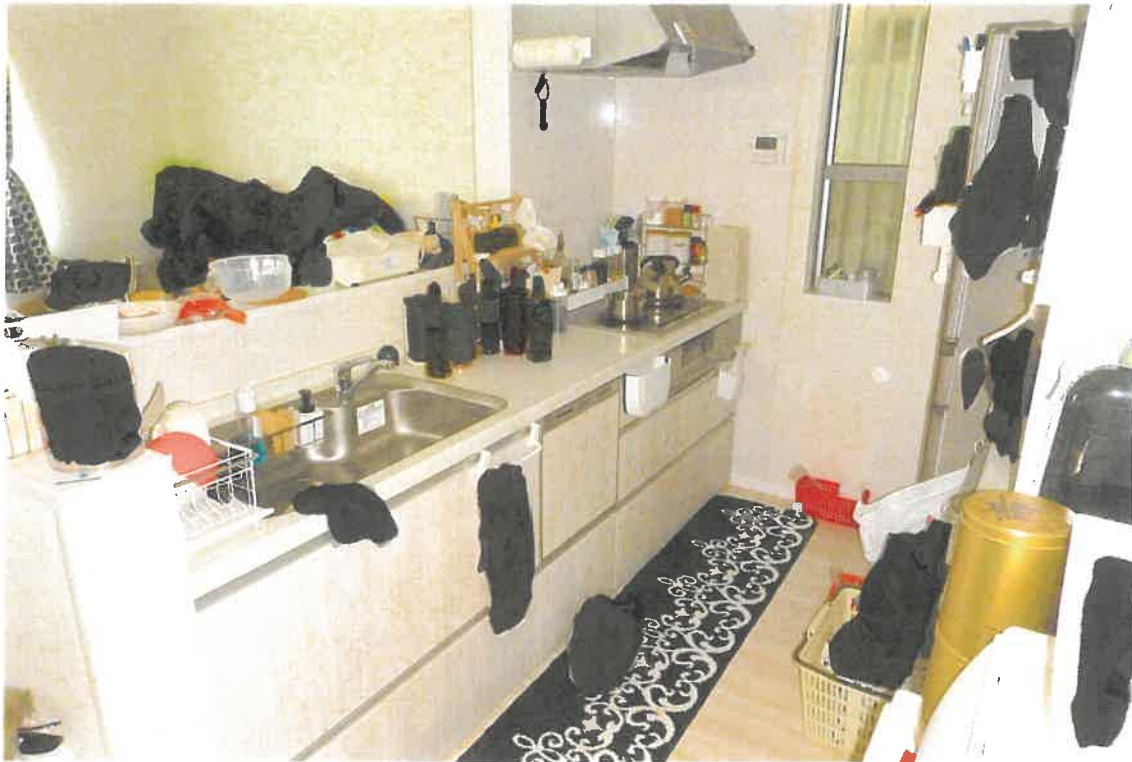
(♂ 写真撮影位置方向)



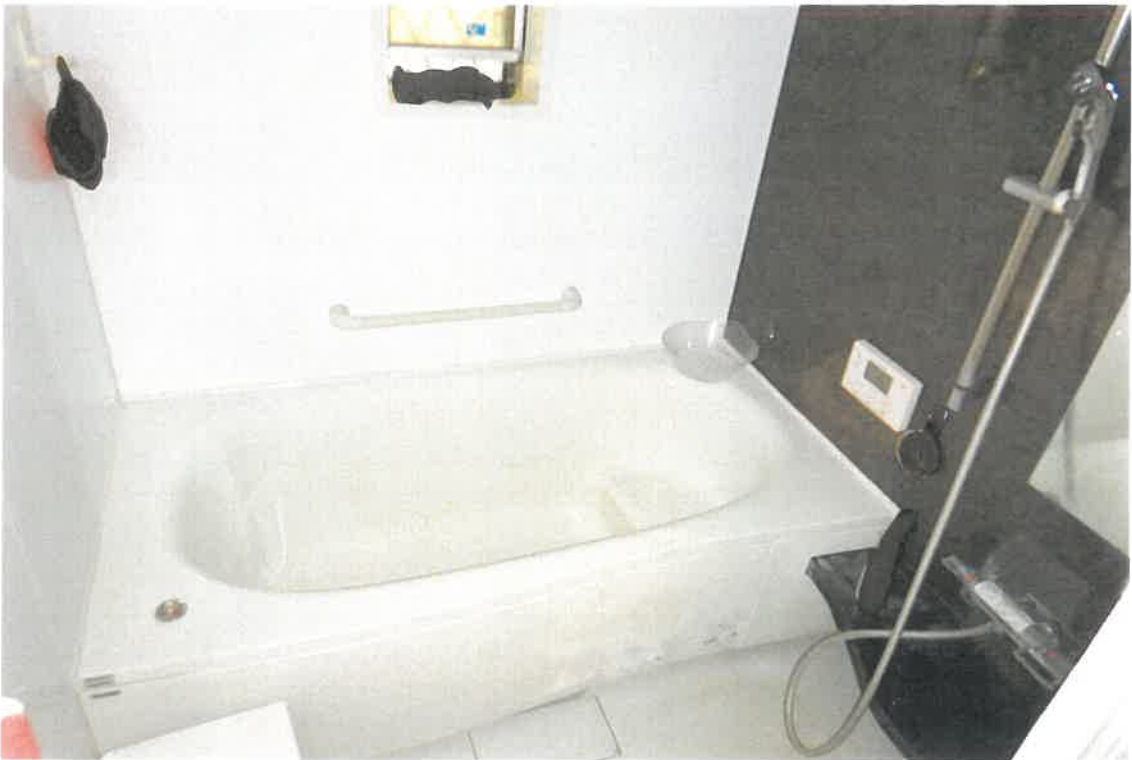
1



2



3



4



5



6

令和 7 年 (ケ) 第 75 号
令和 7 年 7 月 10 日 現 地 調 査
令和 7 年 7 月 15 日 評 価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士 木田 洋二 

第1 評価額

一 括 価 格			
金		11,950,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	2,530,000	円
物件2（建物）	金	9,420,000	円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接出来ないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 本件評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	「同 左」
番号	特記事項		
	■特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

位 置 ・ 交 通	JR奈良線 「宇治」駅の 西 方・道路距離約 580 m (付属資料第1図対象不動産の位置図参照)	
付 近 の 状 況	小規模分譲住宅が多い住宅地域。北東方には大規模工場が存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準工業地域 60 % 200 % 準防火地域 20 m 第4種高度地区 特別用途地区(特定大規模小売店舗制限地区) 宇治市景観計画区域(世界遺産背景地地区) 宅地造成等工事規制区域 洪水浸水想定区域(最大浸水深2.0m～3.0m未満) 周知の埋蔵文化財包蔵地(矢落遺跡)
画 地 条 件	南西側奥行約7.6m、南東側奥行約10.2mの付属資料第4図地積測量図のとおり の不整形地で、地勢は平坦である。	
前面道路の状況	北西 側幅員 約 6 m の 市道に 等高に 接する。 (建築基準法 第42条1項1号道路) 北東 側幅員 約 7 m の 市道に 等高に 接する。 (建築基準法 第42条1項1号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道: あり ガス配管 あり(ただしオール電化のため引込なし) 下 水 道: あり(ただし個別浄化槽を利用) (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の接面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	■本件土地には地積測量図は有るが、数度の分筆による残地数量を示したものであり、正確な地積な把握には、隣地所有者立ち会いのもと専門家による測量を要する。	

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載): 平成28年4月27日 新築 経 過 年 数 : 約 9 年 経済的残存耐用年数 : 約 16 年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 : 外壁パネル等 内 壁 : クロス等 天 井 : クロス等 床 : フローリング等 設備その他 : エコキュート給湯器、IH調理器等
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途: 居宅 間 取 り: (付属資料第6図建物見取図のとおり)
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	■本件建物には建築確認申請(第H27確認建築PLN奈支0981号平成27年12月25日、第H27確更建築PLN奈支0050号平成28年2月09日)が有り、完了検査もなされている。 ■本件建物はオール電化住宅である。

第5 評価額算出の過程

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	153,000	0.96	64.91	0.95	9,060,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 宇治 -2

公示価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $139,000 \times 102/100 \times 100/102 \times 100/91 = 153,000$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 方位等 (1.02)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/96 \times 100/95 \times 100/100 \rightleftharpoons 100/91$

イ 個別格差 : 方位、形状、角地、供給処理施設の状態等 (0.96)

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2	180,000	84.04	0.53	8,020,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数 25 年、経過年数 9 年、経済的残存耐用年数 16 年、残価率 0.05
 の耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率 0.05 + (1 - 0.05) × (経済的残存耐用年数 / 経済的全耐用年数) } × (1 - 観察減価 0.20)
 $\rightleftharpoons 0.53$

Ⅱ 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本物件は戸建住宅であり収益性が乏しいため収益還元法は適用しない。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ (万円未満四捨五入)
1	9,060,000	60%	法定地上権	5,440,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を60%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (Ⅰ1①オ、Ⅰ1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (Ⅱ①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ=カ
1	9,060,000	-5,440,000		100%	70%	2,530,000
2	8,020,000	+5,440,000	100%	100%	70%	9,420,000
一 括 価 格 (合計)						11,950,000

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない。

エ 市場性修正： 修正の必要がない。

オ 競売市場修正： 第2 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価公示標準地 (宇治-2)
所 在 : 宇治市宇治半白79番10
価 格 : 139,000 円/㎡
位 置 : JR奈良 線「 小倉 」駅の北東方、道路距離約 850 m
価 格 時 点 : 令和 7 年 1 月 1 日
地 積 : 87 ㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 東 6 m 市道
用 途 指 定 等 : 第1種住居地域 (建ぺい率60%、容積率200%)
準防火地域
地 域 の 概 要 : 小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和 7 年度)
物件1(土地): 4,132,624 円
物件2(建物): 5,404,146 円

第7 付属資料の表示

- 1 対象不動産の位置図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 宇治市宇治矢落 |
| | 地 番 | 11番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 64.91平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇治市宇治矢落 11番地4 |
| | 家屋 番号 | 11番4の2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 42.64平方メートル
2階 41.40平方メートル |

第1図 対象不動産の位置図

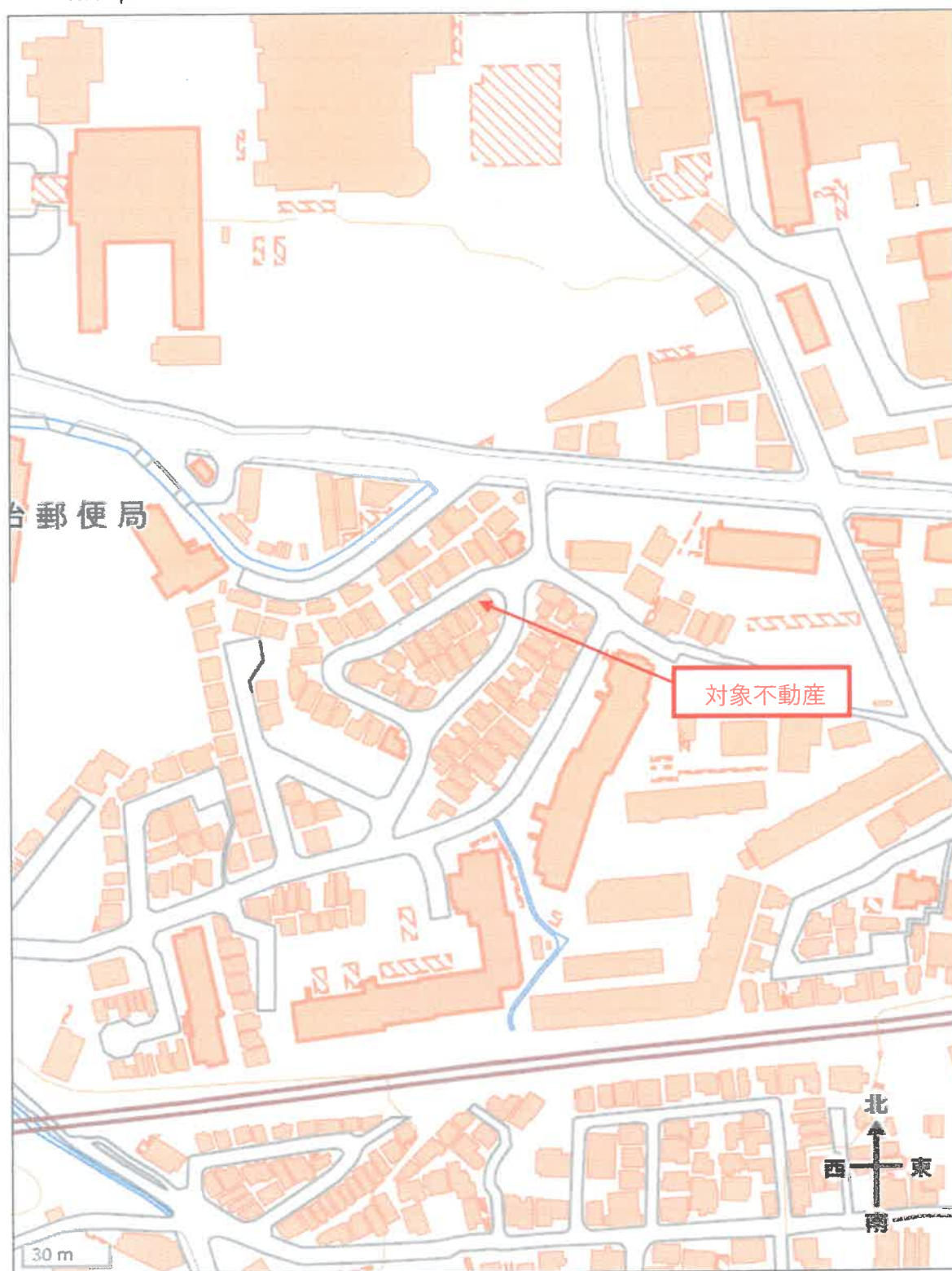
地理院地図
GSI Maps



出展：地理院タイル(淡色地図)を加工して利用

第2図 付近地図

地理院地図
GSI Maps



出展：地理院タイル（淡色地図）を加工して利用